昭和22年12月24日 法律第233号 (最終改正 平成30年6月15日)

(国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の責務)

- 第二条 国、都道府県、地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

第六章 監視指導指針及び計画

(監視指導指針)

- 第二十二条 厚生労働大臣は、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導 (以下「監視指導」という。)の実施に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。
- ② 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ー 監視指導の実施に関する基本的な方向
 - 二 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 三 監視指導の実施体制に関する事項
 - 四 その他監視指導の実施に関する重要事項

(都道府県等食品衛生監視指導計画)

- 第二十四条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画(以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。)を定めなければならない。
- ② 都道府県等食品衛生監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 二 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
 - 三 当該都道府県等と隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する 事項

- 四 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 都道府県等食品衛生監視指導計画は、当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない。
- ④ 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。
- ⑤ 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施の状況について、厚生労働省令で定めるところにより、公表しなければならない。

(食品衛生検査施設)

- 第二十九条 国及び都道府県は、第25条第1項又は第26条第1項から第3項までの検査 (以下「製品検査」という。)及び前条第1項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。
- ② 保健所を設置する市及び特別区は、前条第1項の規定により収去した食品、添加物、器具 又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければなら ない。
- ③ 都道府県等の食品衛生検査施設に関し必要な事項は、政令で定める。

(食品衛生監視員)

- 第三十条 第28条第1項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を 行わせるために、厚生労働大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視 員を命ずるものとする。
- ② 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならない。

(都道府県等の努力業務・食品衛生推進員)

第六十七条 都道府県等は、食中毒の発生を防止するとともに、地域における食品衛生の向上を図るため、食品等事業者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(国民等の意見の聴取)

第七十条

- ② 都道府県知事等は、第24条第1項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、 又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見 を求めなければならない。
- 第七十一条 厚生労働大臣及び<u>都道府県知事等は、食品衛生に関する施策に国民又は住</u> 民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、当該施策の

実施状況を公表するとともに、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

(読替規定)

第七十六条 第48条、第52条から第56条まで及び第63条の規定中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあっては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

(大都市の特例)

第七十七条 前条本文に規定するもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

〇食品衛生法施行令

昭和28年8月31日 政令第229号 (最終改正 令和元年 10 月9日)

(食品衛生検査施設)

- 第八条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下この条において「都道府県等」という。)は、法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならない。
- ② 都道府県等が前項の条例を定めるに当たつては、第一号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一食品衛生検査施設の設備
 - 二食品衛生検査施設に配置する職員
- ③ 第一項の食品衛生検査施設においては、厚生労働省令の定めるところにより、検査又は試験に関する事務を管理しなければならない。

(大都市等の特例)

- 第三十八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項 の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)において、法第七十七条の規定により、 指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第 百七十四条の三十四に定めるところによる。
- ② 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)において、法第七十七条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の十四に定めるところによる。

(事務の区分)

第四十一条 第三十七条の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に関する命令

平成 21 年8月 28 日 内閣 京令第7号 (最終改正 令和3年5月 31 日)

- 第一条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知事等」という。)は、毎年度の都道府県等食品衛生監視指導計画を、その年度開始前までに、厚生労働大臣及び消費者庁長官に提出しなければならない。
- ② 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を変更しようとするときは、その実施前に、厚生労働大臣及び消費者庁長官に提出しなければならない。
- 第二条 都道府県知事等は、毎年度、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施結果の概要 を、翌年度の六月三十日までに公表するとともに、当該実施結果を取りまとめ、取りまとめ後 速やかに、これを公表しなければならない。
- ② 前項に定めるもののほか、都道府県知事等は、夏期、年末その他必要と認められる期間については、当該期間における都道府県等食品衛生監視指導計画の実施結果の概要を作成し、作成後速やかに、これを公表しなければならない。
- ③ 都道府県知事等は、前二項の規定による公表を行うに当たっては、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により住民に周知させるよう努めなければならない。